

II — 1 2 — 3

(注) 1. 普通建設事業費の補助事業費には受託事業費のうちの補助事業費を含み、単独事業費には同級他団体施行事業負担金及び受託事業費のうちの単独事業費を含む。
2. 東京都特別区における基準財政収入額及び基準財政需要額は、特別区財政調整交付金の算出に要した値であり、財力指数は、前記の基準財政需要額及び基準財政収入額により算出する。
3. 産業構造の比率は、分母を就業人口総数とし、平成22年同値に分類不能の産業を除き、平成17年同値に分類不能の産業を含んでいる。